

事務所則基準『ホルムアルデヒド』追加

環境・健康

事務所衛生基準規則の改正（平成 16 年 3 月 30 日）により、空気調和設備および機械換気設備の供給空気の清浄度の基準にホルムアルデヒドの量が追加されました。ホルムアルデヒドは「シックハウス症候群」の主原因物質です。

当社では、ホルムアルデヒドなどによる健康障害を予防するための環境・健康づくりを支援しています。

供給空気の清浄度の基準〈空気調和設備、機械換気設備〉

項目	基準	備考
浮遊粉じん量 (10 μ m 以下)	0.15mg/m ³ 以下とすること	デジタル粉じん計、ろ紙じんあい計等により測定すること
一酸化炭素	10ppm 以下とすること	検知管等により測定すること
二酸化炭素	0.1%以下とすること	検知管等により測定すること
ホルムアルデヒド	0.1mg/m ³ 以下とすること	指定された測定機器により測定すること（高速液体クロマトグラフ法、吸光光度法）

【測定】

- ① 空気の清浄度の測定：基準値を満たしているかどうか確認するための測定。
- ② 作業環境測定等：中央管理方式空気調和設備設置：一酸化炭素、二酸化炭素、温湿度。
(2月以内ごとに1回：但し、一定要件を満たす場合緩和取り扱いあり)
- ③ ホルムアルデヒドの臨時測定：部屋の建築、大修繕、大模様替時に測定。
(使用開始後、最初の6月から9月までに1回測定すること)

kes サポート

目的	課題	kes サポート
把握	供給空気の清浄度	供給空気の清浄度測定
	作業環境の状況	作業環境測定
	ホルムアルデヒド等の発散源	発散源調査（測定）
改善	ホルムアルデヒド等の発散抑制	換気設備の改善・設置等
教育	衛生意識の向上	労働衛生教育